

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示

保安林の指定の解除

”

解除予定の保安林にする旨の通知

土地改良事業の認可

”

土地の用途廃止

”

”

県道の路線の認定

道路の区域の決定

道路の区域の変更

”

都市計画の決定

都市計画の変更

急傾斜地崩壊危険区域の指定

◇正 誤

誤

昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百十七号中訂正
昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百十八号中訂正

規 則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十九号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十七年十月鳥取県条例第三十九号）中別表の第二種県管住宅の表の単団地に関する部分の施行期日は、昭和四十七年十二月二十五日とする。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県管住宅の表中

高草第二 五、六七〇円

を

高 単

草第二 五、六七〇円

四、八五〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十七年十二月二十五日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字北浜一九八〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字野字西又一 一九六三の一四
二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一三九、一三九〇の二二八、一三九〇の二二九、一三九〇の二三〇、一三九〇の二三一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公園道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字向山一四四の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五十四号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良（馬徳地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月十五日認可したので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法第四十八条第八項の規定の例により告示する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十五号

赤碓町長から申請のあつた町営土地改良（帽子取地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千五十六号

江府町長から申請のあつた町営土地改良(貝田地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月二十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千五十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十二月二十二日から用途廃止した。

昭和四十七年十二月二十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(面 積 メートル)	用 途
東伯郡三朝町大字大瀬字嶋崎一八六番二地先から同町大字大瀬字齊ノ木一二八番一地先まで	一〇六・〇二	水路敷
東伯郡三朝町大字大瀬字嶋崎一八四番地先から同町大字大瀬字嶋崎一二〇六番地先まで	一九五・六七	水路敷
東伯郡三朝町大字大瀬字嶋崎二二〇六番地先	六六・五〇	道路敷
東伯郡三朝町大字大瀬字嶋崎二二〇五番六地先	九〇・九七	道路敷
東伯郡三朝町大字大瀬字鈴ノ木二二〇番地先	一四一・七三	道路敷

鳥取県告示第千五十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十二月二十二日から用

途廃止した。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(面 積 メートル)	用 途
鳥取市安長字外河原八〇四番一地先	三二・九四	道路敷
鳥取市安長字外河原八一八番地先から同市安長字外河原七九八番四地先まで	七八・一二	堤塘敷

鳥取県告示第千五十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十二月二十二日から用途廃止した。

昭和四十七年十二月二十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(面 積 メートル)	用 途
日野郡日野町根雨字権現ノ下モ二三三四番地先	一三・〇二	道路敷

鳥取県告示第千六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	216	路線名	大谷曹源寺線	起終	東伯郡三朝町大字大谷 東伯郡三朝町大字曹源寺	点	重要な経過地
------	-----	-----	--------	----	---------------------------	---	--------

鳥取県告示第千六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十七年十二月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	県道	路線名	大谷曹源寺線	区 間	東伯郡三朝町大字大谷字長通八二四の一の先から同町大字曹源寺字上田七三の先まで	敷地の幅員 メートル	三・五 一三・五	延 メートル	九、六四〇・九
-------	----	-----	--------	-----	--	---------------	-------------	-----------	---------

鳥取県告示第千六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十七年十二月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	県道	路線名	網代港岩美停車場線	区 間	岩美郡岩美町大字浦富字北屋敷二四七五の七の先から同町大字浦富字下前田六一の四の先まで	変更前後 敷地の幅員 メートル	変更前 三・五 四・〇	変更後 五・〇 一〇・〇	延 メートル	一、九三四・〇
-------	----	-----	-----------	-----	--	-----------------------	-------------------	--------------------	-----------	---------

鳥取県告示第千六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十七年十二月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種道		路般		線		名		後変		更更		別前		区		間		敷地		の幅員		延		
百八十一号		百八十三号		百八十号				変更後		変更前				区		間		メートル		メートル		長		
日野郡日野町板井原字峠根	七のの先まで	日野郡日野町板井原字峠根	七のの先まで	日野郡日野町根雨字ヲソコ	エ七一の四の先から同町	日野郡日野町根雨字ヲソコ	エ七一の四の先から同町	日野郡日野町高尾字大谷尻	一舟場川原四の二の先まで	日野郡日野町高尾字大谷尻	一舟場川原四の二の先まで	日野郡日野町高尾字大谷尻	一舟場川原四の二の先まで	日野郡日野町板井原字峠根	七のの先まで	日野郡日野町板井原字峠根	七のの先まで	六・〇	九・〇	二、九九一・〇				
日野郡日野町板井原字峠根	七のの先まで	日野郡日野町板井原字峠根	七のの先まで	日野郡日野町根雨字ヲソコ	エ七一の四の先から同町	日野郡日野町根雨字ヲソコ	エ七一の四の先から同町	日野郡日野町高尾字大谷尻	一舟場川原四の二の先まで	日野郡日野町高尾字大谷尻	一舟場川原四の二の先まで	日野郡日野町高尾字大谷尻	一舟場川原四の二の先まで	日野郡日野町板井原字峠根	七のの先まで	日野郡日野町板井原字峠根	七のの先まで	六・〇	九・〇	二、九九一・〇				
日野郡日野町板井原字峠根	七のの先まで	日野郡日野町板井原字峠根	七のの先まで	日野郡日野町根雨字ヲソコ	エ七一の四の先から同町	日野郡日野町根雨字ヲソコ	エ七一の四の先から同町	日野郡日野町高尾字大谷尻	一舟場川原四の二の先まで	日野郡日野町高尾字大谷尻	一舟場川原四の二の先まで	日野郡日野町高尾字大谷尻	一舟場川原四の二の先まで	日野郡日野町板井原字峠根	七のの先まで	日野郡日野町板井原字峠根	七のの先まで	六・〇	九・〇	二、九九一・〇				

鳥取県告示第千六十四号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、
 気高都市計画土地地区画整理事業を決定したので、同法第二十条第一項の規

県道		倉吉江府線		国道		百八十号		県道		大佐日野線	
変更後		変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
日野郡江府町大字江尾字下	北平九の先から同町大字下	日野郡江府町大字江尾字下	四〇二の二四の先まで	日野郡江府町大字江尾字茶	園木一七五四の先から同町大字江尾字下北平八の	日野郡江府町大字江尾字茶	園木一七五三の先から同町大字江尾字下北平九の	日野郡日野町板井原字峠根	日野郡日野町板井原字峠根	日野郡日野町板井原字峠根	日野郡日野町板井原字峠根
四・〇	四・〇	四・〇	四・五	七・〇	九・〇	七・〇	九・〇	三・五	三・五	三・五	三・五
一一、七七五・〇	一一、七七五・〇	一一、六三〇・〇	一一、六三〇・〇	七七〇・〇	七七〇・〇	七七〇・〇	七七〇・〇	八一五・〇	八一五・〇	八一五・〇	八一五・〇

定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の決定に係る土地の区域
砂丘土地区画整理事業

気高郡気高町大字浜村字北短尾、字西浜及び字短尾、大字八幡字新田東立、字新田南立及び字新田西立並びに大字八束水字短尾

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、気高都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の変更に係る土地の区域

三・四・二号砂丘一号線

変更する部分

気高郡気高町大字浜村字西浜、字北短尾及び字短尾並びに大字八幡

字新田南立及び字新田東立
追加する部分

気高郡気高町大字八幡字新田西立及び大字八束水字短尾

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千六十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

昭和四十七年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 円通寺急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱八号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 字 地番 標柱番号

鳥取市 円通寺 下村屋敷上 九二一 一号

〃 〃 〃 〃 一、一七二 二号

〃 〃 〃 〃 一、一六二 三号

〃 〃 〃 〃 一、一四〇 四号

〃 〃 〃 〃 一、一二一 五号

〃 〃 〃 〃 二八五内一 六号

〃 〃 〃 〃 下村屋敷 八六一 七号

		二 立川急傾斜地崩壊危険区域		八七八次二	八号
		次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と一号を結んだ線に囲まれた区域			
郡市	町村	大字	地番	標柱番号	
鳥取市	立川町	一丁目	一六八	一号	
"	"	"	一七〇	二号	
"	"	"	一七一	三号、四号及び五号	
"	"	"	一	六号	
"	"	"	三	七号	
"	"	"	三〇	八号	
"	"	"	一二七	九号	
"	"	"	一二九	十号	
"	"	"	一三二一	十一号	
"	"	"	一三二一三	十二号	
"	"	"	一三一十二	十三号	
"	"	"	一五四	十四号	
"	"	"	一五六	十五号	
"	"	"	一六一	十六号	
		三 御熊急傾斜地崩壊危険区域			
		次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱六号と一号を結んだ線に囲まれた区域			
郡市	町村	字	地番	標柱番号	
鳥取市	御熊	村宮ノ下	二五九	一号	
		四 大羽尾急傾斜地崩壊危険区域			
		次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱十五号と一号を結んだ線に囲まれた区域			
郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
岩美郡	岩美町	大羽尾	屋敷	三四六六一	一号
"	"	"	"	四二七	二号
"	"	"	上の山	四三〇	三号
"	"	"	屋敷	四二〇	四号
"	"	"	浜頭	四七一二	五号
"	"	"	"	五〇	六号
"	"	"	"	三五六	七号
"	"	"	"	三五二	八号
"	"	"	"	三五二一〇	九号
"	"	"	"	二六一一	十号
"	"	"	"	四〇	十一号
"	"	"	屋敷	三四六六一	十二号
"	"	"	浜頭	三四六三三	十三号
"	"	"	屋敷	二二三一一	十四号
"	"	"	"	二〇八	十五号
		二四二合併		五号及び六号	

五 岩本急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 大字 字 地番 標柱番号

岩美郡	岩美町	岩本	下屋敷	四〇四	一号
"	"	"	家ノ上	一、三五六一	二号
"	"	"	"	一、三五三	三号
"	"	"	屋敷	三五〇次一	四号
"	"	"	"	三四四	五号
"	"	"	家ノ上	一、三四一	六号
"	"	"	"	一、三三九	七号
"	"	"	茶屋前	四三三	八号及び九号
"	"	"	屋敷	三三〇	十号
"	"	"	"	三三四一三	十一号
"	"	"	"	三四二	十二号
"	"	"	"	三六〇	十三号
"	"	"	"	三七七	十四号
"	"	"	下屋敷	三八二一	十五号
"	"	"	"	三九一	十六号

六 岩戸急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱十九号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 大字 字 地番 標柱番号

岩美郡	福部村	岩戸	岩戸田野尻	五四〇	一号
-----	-----	----	-------	-----	----

七 西御門急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱七号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 大字 字 地番 標柱番号

"	"	"	"	"	"	屋敷	二二〇	二号
"	"	"	"	"	"	"	二二九	三号
"	"	"	"	"	"	"	二三二	四号
"	"	"	"	"	"	"	二三四	五号
"	"	"	"	"	"	"	二三六	六号
"	"	"	"	"	"	"	二四〇	七号
"	"	"	"	"	"	"	二五〇一内第二	八号
"	"	"	"	"	"	"	二五二	九号
"	"	"	"	"	"	"	二六〇	十号
"	"	"	川ノ上	四九九	十一号			
"	"	"	家ノ上	四四三	十二号			
"	"	"	"	四四一	十三号			
"	"	"	屋敷	二二六一二	十四号			
"	"	"	"	二二六一三	十五号			
"	"	"	ヘソ垣	一二七	十六号			
"	"	"	"	一二七次一	十七号			
"	"	"	"	三九七	十八号			
"	"	"	"	三九五	十九号			

八 西御門急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱七号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 大字 字 地番 標柱番号

"	八頭郡	郡家町	西御門	山手屋敷	一〇六ノ一	一号
"	"	"	"	井手山	七三六	二号

八		市場急傾斜地崩壊危険区域		山手屋敷	七五一	三号
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線		及ぶ標柱七号と一号を結んだ線に囲まれた区域	七二二	四号及び五号	一一七	六号
郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号	
八頭郡	郡家町	市場	城山	七二二	二二二	二号
			堤ノ谷	二二二	二二七	三号
			下土井	一九九	二〇一	四号
			城山	七四二	七一九	五号
						六号及び七号
九		酒ノ津急傾斜地崩壊危険区域				
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線		及ぶ標柱六号と一号を結んだ線に囲まれた区域				
郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号	
気高郡	気高町	酒ノ津	瀧ノ谷	九八五	三四九	一号
			村東ノ切	三四九	四〇七	二号
					四四一	三号
			奥ノ谷	五一六		四号
						五号
十		下光元急傾斜地崩壊危険区域		瀧ノ谷	三三二	六号
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線		及ぶ標柱九号と一号を結んだ線に囲まれた区域				
郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号	
気高郡	気高町	下光元	親谷	一、一〇四	一、一〇五	一号
			夏ヶ谷	一、一〇五	一、一三〇	二号から四号まで
					五九六	五号から七号まで
			持木	四七三		八号
			谷ノ前			九号
十一		夏泊急傾斜地崩壊危険区域				
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線		及ぶ標柱十五号と一号を結んだ線に囲まれた区域				
郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号	
気高郡	青谷町	青谷	泊ヶ谷	二、〇五五	二、〇七五	一号及び十号
					五、五二四	二号
					一、九三五	三号
			夏泊	一、七六三	一、七八七	四号
			壺栗	一、七八七	一、九五七	五号
			大間	一、九五七	一、七七六	六号
			大間	一、七七六		七号
						八号

十二 石脇急傾斜地崩壊危険区域
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱八号と一号を結んだ線に囲まれた区域

夏泊	一、九六六	九号
"	一、九六九	十号
"	一、九八一	十一号
"	二、〇三一―次二	十二号
"	二、〇二七	十三号
泊ヶ谷	二、〇四五	十四号

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱十号と一号を結んだ線に囲まれた区域

東伯郡 泊村 大字 字 地番 標柱番号

東伯郡	泊村	泊	上ノ山	一、〇二九	一号及び二号
"	"	"	北畑	一、一二七	三号
"	"	"	"	一、一三七	四号
"	"	"	二の北畑	一、二四〇―一	五号
"	"	"	"	一、一五六	六号
"	"	"	北畑	一、一一八	七号
"	"	"	上ノ山	一、〇四七	八号

十三 川上急傾斜地崩壊危険区域
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱十号と一号を結んだ線に囲まれた区域

東伯郡 東郷町 川上 大字 字 地番 標柱番号

東伯郡	東郷町	川上	屋敷前田	七九六	一号
"	"	"	荒神	九九三	二号
"	"	"	"	九八九	三号

十四 三明寺急傾斜地崩壊危険区域
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と一号を結んだ線に囲まれた区域

北山	一、〇〇一	四号
"	一、〇〇九	五号
"	一、〇一二	六号
清水	一、〇一七	七号
"	一、〇一七	八号
北屋敷	九六五	八号
"	九六七	九号
"	九六〇	十号

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と一号を結んだ線に囲まれた区域

倉吉市 巖城 西屋敷 樋之口 七六五―三 二号

倉吉市	巖城	西屋敷	樋之口	七六五―三	二号
"	"	"	"	七六一	三号
"	"	"	"	七四〇	四号
"	"	"	円山下	七〇九―一	五号
"	"	"	円山	一、六〇一―七	六号
"	"	"	"	一、六〇一―一	七号及び八号
"	"	"	"	一、六〇三―一	九号
"	"	南平	"	一、五九二	十号及び十一号
"	"	"	"	一、五九三	十二号
"	"	"	"	一、五九六	十三号
"	"	"	"	一、五七七一―二	十四号
"	"	カニヶ坂	"	一、五七五	十五号

十八 上石見急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱七号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
日野郡	日南町	中石見	馬ヲロシ	六一六	一号
"	"	"	"	"	二号
"	"	上石見	寺ノ前	九三四―二	三号
"	"	"	宮本ノ下モ	九〇六一二	四号
"	"	"	"	九〇八	五号
"	"	"	寺ノ前	九三一	六号
"	"	中石見	馬ヲロシ	一三	七号

正 誤

昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百十七号(都市計画の決定に係る案の縦覧について)中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 下 八 大字宇野字石脇 大字宇野字石脇、字磯坪

一 下 十一 字新川屋敷、及び字新川尻地内 字新川屋敷及び字新川尻

昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百十八号(都市計画の変更に係る案の縦覧について)中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
二 上 八 及び舞鶴 字舞鶴及び字明五の湯